

千 寿 苑 料 金 表 (令和4年10月1日)

1. 短期入所生活介護 (ショートステイ)

基本料金(併設型短期入所生活介護:日額)

要介護度	個室 [従来型]		
	1 割	2 割	3 割
要介護 1	5 9 6 円	1, 1 9 2 円	1, 7 8 8 円
要介護 2	6 6 5 円	1, 3 3 0 円	1, 9 9 5 円
要介護 3	7 3 7 円	1, 4 7 4 円	2, 2 1 1 円
要介護 4	8 0 6 円	1, 6 1 2 円	2, 4 1 8 円
要介護 5	8 7 4 円	1, 7 4 8 円	2, 6 2 2 円
要介護度	多床室 (4人部屋)		
	1 割	2 割	3 割
要介護 1	5 9 6 円	1, 1 9 2 円	1, 7 8 8 円
要介護 2	6 6 5 円	1, 3 3 0 円	1, 9 9 5 円
要介護 3	7 3 7 円	1, 4 7 4 円	2, 2 1 1 円
要介護 4	8 0 6 円	1, 6 1 2 円	2, 4 1 8 円
要介護 5	8 7 4 円	1, 7 4 8 円	2, 6 2 2 円

※一定以上の所得がある被保険者は上記「利用者負担額」が2割・3割負担となります

②滞在費 (日額)

負担段階	個室 [従来型]	多床室 (4人部屋)
	日 額	日 額
利用者負担第 1 段階	3 2 0 円	0 円
利用者負担第 2 段階	4 2 0 円	3 7 0 円
利用者負担第 3 段階	①8 2 0 円 ②8 2 0 円	①3 7 0 円 ②3 7 0 円
利用者負担第 4 段階	1, 1 7 1 円	8 5 5 円

③食費 (1食あたり)

	金 額	負担段階	日 額
朝 食	3 5 0 円	利用者負担第 1 段階	3 0 0 円
昼 食	6 7 5 円	利用者負担第 2 段階	6 0 0 円
夕 食	4 2 0 円	利用者負担第 3 段階	①1,000 円 ②1,300 円
おやつ	※昼食に含まれる	利用者負担第 4 段階	1, 4 4 5 円

④加算関係 (日額) (① から③の料金に、実施状況及び体制に応じて下記の加算を算定します)

加 算 項 目	利用者負担割合			算 定 要 件
	1 割	2 割	3 割	
1.看護体制加算	(I) 4 円	8 円	1 2 円	看護師の配置加算要件を満たしていること
	(II) 8 円	1 6 円	2 4 円	看護師の配置人数に関わる加算
2.夜勤職員配置加算 (III)	1 5 円	3 0 円	4 5 円	介護職員の数が最低基準を 1 人以上上回っている、喀痰吸引ができる介護職員の配置
3.サービス提供体制加算 (I)	2 2 円	4 4 円	6 6 円	介護福祉士の割合が介護職員の 70% 以上、または勤続 10 年以上の介護福祉士が 25% 以上
4.機能訓練体制加算	1 2 円	2 4 円	3 6 円	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する訓練を行う
5.個別機能訓練加算	5 6 円	1 1 2 円	1 6 8 円	個別に計画書を作成し、心身の状況に応じて機能訓練を行う

6.療養食加算	8 円 / 食	1 6 円 / 食	2 4 円 / 食	医師の指示に基づく療養食を提供した方
7.送迎加算（片道）	1 8 4 円	3 6 8 円	5 5 2 円	施設での送迎を利用の方
8.緊急短期入所受入加算	9 0 円	1 8 0 円	2 7 0 円	緊急利用者の受け入れ（7日以内）
9.若年性認知症利用者受入加算	1 2 0 円	2 4 0 円	3 6 0 円	
10.介護職員処遇改善加算(I)	[基本費用(基本料金)+各種加算]			× 8.3%
11.介護職員等特定処遇改善加算(I)	[基本費用(基本料金)+各種加算]			× 2.7%
12.介護職員等ベースアップ等支援加算	[基本費用(基本料金)+各種加算]			× 1.6% (R4.10.1～)

《所得段階区分（介護保険負担限度額）》

利用者 負担段階	対象となる収入状況 【※ 1】		預貯金等資産要件【※ 2】	居住費（滞在費）1日あたり		食費 1日あたり
				従来型個室	多床室	
第 1 段階	市民税非課税 世帯全員が	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	320円	0円	300円
第 2 段階		前年合計所得金額＋年金収入額が 80 万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	420円	370円	600円
第 3 段階 ①		前年合計所得金額＋年金収入額が 80 万円超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	820円	370円	1,000円
第 3 段階 ②		前年合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	820円	370円	1,300円
第 4 段階	上記以外の方			1,171円	855円	1,445円

【※1】・世帯分離している配偶者が市民税課税の場合（内縁関係を含む）、軽減の対象にはなりません。【生活保護受給者は除く】

・遺族年金などの非課税年金も年金収入額に含まれます。

【※2】・第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「単身：1,000万円以下、夫婦2,000万円以下」となります。

・預貯金の他、「株・有価証券」も資産要件に含まれます。

千寿苑料金表（令和4年10月1日改）

2、介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

基本料金（併設型介護予防短期入所生活介護）

要支援	個室		
	1 割	2 割	3 割
要支援 1	4 4 6 円	8 9 2 円	1, 3 3 8 円
要支援 2	5 5 5 円	1, 1 1 0 円	1, 6 6 5 円
要支援	多床室（4人部屋）		
	1 割	2 割	3 割
要支援 1	4 4 6 円	8 9 2 円	1, 3 3 8 円
要支援 2	5 5 5 円	1, 1 1 0 円	1, 6 6 5 円

※一定以上の所得がある被保険者は上記「利用者負担額」が2割・3割負担となります

②滞在費（日額）

負担段階	個室	多床室（4人部屋）
	日 額	日 額
利用者負担第 1 段階	3 2 0 円	0 円
利用者負担第 2 段階	4 2 0 円	3 7 0 円
利用者負担第 3 段階	①3 2 0 円 ②3 2 0 円	①3 7 0 円 ②3 7 0 円
利用者負担第 4 段階	1, 1 7 1 円	8 5 5 円

③食費（1食あたり）

	金 額
朝 食	3 5 0 円
昼 食	6 7 5 円
夕 食	4 2 0 円
おやつ	※昼食に含まれる

※介護保険負担限度額認定証の交付者については、認定証に記載された金額（下表参照）

負担段階	日 額
利用者負担第 1 段階	3 0 0 円
利用者負担第 2 段階	6 0 0 円
利用者負担第 3 段階	①1,000 円 ②1,300 円
利用者負担第 4 段階	1, 4 4 5 円

④加算関係（日額）（①～③の料金に、実施状況及び体制に応じて下記の加算を算定します）

加 算 項 目	利用者負担割合			算 定 要 件
	1 割	2 割	3 割	
1.サービス提供体制加算(I)	2 2 円	4 4 円	6 6 円	介護福祉士の割合が介護職員の70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
2.機能訓練体制加算	1 2 円	2 4 円	3 6 円	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する訓練を行う
3.個別機能訓練加算	5 6 円	1 1 2 円	1 6 8 円	個別に計画書を作成し、心身の状況に応じて機能訓練を行う
4.療養食加算	8 円/食	1 6 円/食	2 4 円/食	医師の指示に基づく療養食を提供した場合
5.送迎加算(片道)	1 8 4 円	3 6 8 円	5 5 2 円	施設での送迎を利用の方
6.介護職員処遇改善加算(I)	[基本費用(基本料金)+各種加算] × 8. 3 %			
7.介護職員等特定処遇改善加算(I)	[基本費用(基本料金)+各種加算] × 2. 7 %			
8.介護職員等ベースアップ等支援加算	[基本費用(基本料金)+各種加算] × 1. 6 %			(R4.10.1～)

《所得段階区分（介護保険負担限度額）》

利用者 負担段階	対象となる収入状況 【※ 1】		預貯金等資産要件【※ 2】	居住費（滞在費）1日 あたり		食費 1日あたり
				従来型個室	多床室	
第 1 段階	市 民 税 非 課 税 世 帯 全 員	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	単身：1,000 万円 以下 夫婦：2,000 万円 以下	320円	0 円	300 円
第 2 段階		前年合計所得金額 ＋年金収入額※ 80 万円以下	単身： 650 万円 以下 夫婦：1,650 万円 以下	420円	370円	600 円
第 3 段階 ①		前年合計所得金額＋年金 収入額※ 80 万円超120 万円以下	単身： 550 万円 以下 夫婦：1,550 万円 以下	820円	370円	1,000 円
第 3 段階 ②		前年合計所得金額 ＋年金収入額※ 120 万円超	単身： 500 万円 以下 夫婦：1,500 万円 以下	820円	370円	1,300 円
第 4 段階	上 記 以 外 の 方			1,171円	855円	1,445 円

【※1】・世帯分離している配偶者が市民税課税の場合（内縁関係を含む）、軽減の対象にはなりません。【生活保護受給者は除く】

・遺族年金などの非課税年金も年金収入額に含まれます。

【※2】・第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「単身： 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下」となります。

・預貯金その他、「株・有価証券」も資産要件に含まれます。